

## ＜あいち国際女性映画祭フレンド規約＞

### 第1章 総則

#### 第1条(総則)

この規約は、あいち国際女性映画祭協賛会員要綱(以下「要綱」という)第6条に基づき、要綱第2条第2項に定めるフレンド(個人会員)について規定します。

#### 第2条(本規約の変更)

財団は、フレンドの了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合には、全ての事項は、変更後の規約によります。

2.変更後のフレンド規約については、財団が別途定める場合を除いて、公式ウェブサイト等で公表した時点から効力を生じるものとします。

#### 第3条(通知)

財団は、映画祭に関して、公式ウェブサイト上への表示もしくは郵送、電子メール、その他財団が適当と判断する方法により、フレンドに対し随時必要な事項を通知します。

### 第2章 フレンド

#### 第4条(フレンド)

フレンドとは、映画祭や財団の事業目的、内容に賛同し、協力するために入会した個人とします。

2.フレンドは、財団が入会を承認した時点で、この規約の内容を承諾しているものとみなします。

3.フレンド期間は、協賛金の納入が確認された日より3年間とします。

#### 第5条(フレンドの承認)

フレンドになろうとする者は、財団が別に定める申込書等により申し込むものとします。

2.入会申込書を財団が受け付け、かつ第3章に規定する協賛金の入金を確認した時点をもってフレンドとなります。

#### 第5条(フレンドの不承認)

財団は、反社会的勢力と認められる者等、正当な理由がある場合は、会員になることを認めないことができます。

2.前項の規定によりフレンドと認めないときは、財団は理由を付した書面をもって本人にその旨を通知します。

#### 第6条(変更の届出)

フレンドは、氏名、住所等、申込書で届け出た内容に変更があった場合には、改めて申込書にて変更の届出をするものとします。

2.前項の届出がなかったことでフレンドが不利益を被ったとしても、財団は一切その責任を負いません。

#### 第7条(退会)

財団は、フレンドが以下の各号に該当する場合は、フレンドに通知することなく退会させることができます。その際、既に納入された協賛金の払い戻しは一切行わず、特典の付与もしないものとします。

(1) フレンドから退会の申し出があった場合

- (2) フレンド承認後、連続して3年間協賛金の納入が無かった場合
- (3) 入会時に虚偽の申請を行った場合
- (4) 財団及び映画祭の運営を妨害した場合
- (5) 本規約のいずれかに違反した場合
- (6) フレンド本人が死亡した場合
- (7) その他、財団がフレンドとして不相当と判断した場合

#### 第8条(免責事項)

財団は、フレンドが被ったいかなる損害についても損害を賠償する責を負わないものとします。

2.フレンドが他の映画祭関係者や第三者に対して損害を与えた場合、フレンドは自己の責任と費用をもって解決し、財団に損害を与えることのないものとします。

3.フレンドが本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって財団に損害を与えた場合、財団は当該フレンドに対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

#### 第9条(その他の禁止事項)

フレンドは映画祭に関し以下の行為を行わないものとします。

- (1)財団もしくは他者の著作権、商標権、肖像権等を侵害する行為
- (2)他者を差別もしくは誹謗中傷し、または他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (3)詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (4)選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
- (6)上記各号の他、法令、この会員規約もしくは公序良俗に違反(暴力、残虐等)する行為、映画祭の運営を妨害する行為、財団や映画祭の信用を毀損し、もしくはその財産を侵害するまたは不利益を与える行為

### 第3章 協賛金及び特典

#### 第10条(協賛金)

協賛金は原則3,000円以上とします。

#### 第11条(フレンドに対する特典)

財団が会員に対して提供する特典については、フレンド募集チラシ及び公式ウェブサイト等で通知するものとします。

2.特典付与の対象となるフレンドは、当該映画祭開催前の前月1日までに入金を確認された者とし、それ以降に入金を確認されたフレンドについては、翌年の映画祭に関する特典を付与します。

3.フレンドとして承認された者のうち、特典の希望または名前記載の希望について、当該映画祭開催前の前月1日までに意思表示がなされない者については、それぞれ希望しないものとみなします。

#### 第12条(協賛金の決済手段)

フレンドは、申込書等の提出と同時またはその後に、財団が示す以下の方法で協賛金の支払を行うものものとします。

- (1) 銀行振込
- (2) Square 株式会社提供の決済サービス

### (3) 直接現金払い

## 第4章 個人情報保護

### 第13条(個人情報)

財団は、フレンドの個人情報(以下「個人情報」といいます。)を、財団が定める個人情報保護規程に基づき取り扱うものとします。

2.財団は、フレンドの個人情報を、以下の目的のために利用します。

(1)フレンドに対しサービスを提供すること

(2)フレンドに有益と思われる映画祭、各種イベント、公式ウェブサイトの更新、その他の案内を、電子メールもしくは郵便等により送付すること

3.財団は、個人情報の提供先とその利用目的を通知し承諾を得ない限り、第三者に個人情報を開示、提供しないものとします。

4.財団は、フレンドの個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」といいます。)を作成し、映画祭の業務の遂行のために利用、処理することがあります。また、財団は、統計資料を映画祭関係者等に提供することがあります。

## 附 則

この規約は令和5年2月16日に施行します。